

9-2. 特定事業所集中減算について 【ページ ID 1021900】

1. 特定事業所集中減算とは

特定事業所集中減算は、公正・中立なケアマネジメントの実施及びサービスの質の向上を目的として設けられたもので、6月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護サービス等の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合に適用されます。

居宅介護支援事業所は毎年度2回当該事業所が減算にあたらないかを確認し、該当した場合は全ての利用者に対して1月につき1件200単位を半年の間減算することとなります。

2. 判定方法

判定期間に給付管理された居宅サービス計画につき、判定対象となるサービス毎に、最も紹介件数の多い法人を位置付けた計画数の割合を算出し、いずれかのサービスのうち一つでも80%を超えた場合、減算適用期間中の居宅介護支援費が減算されます。ただし、正当な理由の範囲に該当する計画がある場合は、その分を除外して計算します。実際の計算については、【ページ ID 1038884】に掲載の「特定事業所集中減算届出書に係る計算書」等を活用してください。

《減算該当の確認の際に対象となるサービス》

- 訪問介護
- 通所介護
- 地域密着型通所介護
- 福祉用具貸与

※居宅サービス計画には介護予防支援計画等、要介護者以外に対する計画は含みません。

※サービスが位置付けられていれば、サービス利用の有無にかかわらず算定対象とします。ただし、居宅サービス計画が介護報酬の請求対象とならない場合は除きます。

※地域密着型通所介護については、通所介護とあわせて紹介率最高法人を計算することができます。

※正当な理由の範囲とその留意事項については【ページ ID 1021900】を確認してください。なお、正当な理由と留意事項は愛知県所管時のものに準じています。

3. 判定期間、減算適用期間及び届出提出期限

判定期間、減算適用期間及び届出提出期限は下記のとおりです。

	判定期間	減算適用期間	届出期限
前期	前年度3月1日から当年度8月末日	当年度10月1日から3月31日	9月15日
後期	当年度9月1日から当年度2月末日	翌年度4月1日から9月30日	3月15日

※届出期限に該当する日が閉庁日の場合は、翌開庁日を提出期限とします。

4. 必要書類

該当するケース毎の必要書類及び届出書類の種別は下記のとおりです。

判定結果		前回の集中減算 該当状況	必要書類	市への届出の 必要有無
計算結果が 一つでも 80%を超え ていた場合	減算あり	前回減算あり	③④ (⑤) ※2	必要
		前回減算なし	①②③④ (⑤) ※2	必要
	減算なし (正当な理由に該当)	前回減算あり	①②③④⑥ (⑤) ※3	必要
		前回減算なし	③④⑥ (⑤) ※3	必要
計算結果が全て 80%以下の場合		前回減算あり	①②③④ (⑤)	必要
		前回減算なし	③④ (⑤)	不要 ※4

- ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- ③特定事業所集中減算届出書
- ④特定事業所集中減算届出書に係る計算書
- ⑤特定事業所集中減算 同一法人事業所一覧 ※1
- ⑥特定事業所集中減算 正当な理由の範囲

※1 紹介率最高法人の事業所がサービスごとに3事業所以上ある場合のみ必要となります。

※2 今回の判定において結果的に減算に該当することとなった場合でも、その一部に「正当な理由」が含まれる場合は⑥と※3にて示している書類が必要です。

※3 正当な理由を届け出る場合、上表に掲げるものに加えて、下記の書類も添付が必要です。

【理由⑤に該当する場合】

- ・計算で除外するケアプラン等の写し
- ・利用者が事業所を希望したことがわかる書類
- ・地域ケア会議等でケアプランについて支援内容の意見・助言を受けていることがわかる書類

【理由⑥に該当する場合】

- ・特定事業所集中減算 正当な理由の範囲に係る事業所一覧

【理由⑦・⑧に該当する場合】

- ・特定事業所集中減算 正当な理由の範囲に係る事業所一覧
- ・計算で除外するケアプラン等の写し

※4 提出は不要ですが、事業所での保存（5年間）が必要です。

5. 参考【ページID 1063298】

『【事務連絡】居宅介護支援に係る特定事業所集中減算の適正な適用について』（R6.8.13 厚生労働省）